

長野県民間事業所における新型コロナウイルス感染症の自主的PCR等検査費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、従業者が新型コロナウイルス感染症の陽性者であることが確認された事業所において、感染拡大の防止や円滑な経済活動の再開を促すため、当該事業所の従業者に自主的なPCR等検査の実施を行った事業者に対し、その経費について、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 県内に所在し、営利非営利を問わず、従業者と設備を有し、物の生産や販売、サービスの提供などの事業活動が継続的に行われている一定の場所で、店舗、工場、事務所、宿泊施設等、知事が認めるものをいう。
- (2) 事業者 事業を行う者。法人、個人事業者、団体をいう。
- (3) 民間事業者 公共法人及び地方公共団体が50パーセント以上出資する事業者を除いた事業者
- (4) 大企業 以下のア、イまたはウに該当する企業等
 - ア) 資本金の額又は出資の総額が10億円以上の企業
 - イ) 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人超の企業
 - ウ) 組合若しくはその連合会または一般社団法人については、その直接または間接の構成員たる事業者の3分の2以上が前2項のいずれかを満たす法人
- (5) 従業者 事業所に所属して働いている事業者を含む全ての者をいう。当該事業所からの賃金・給与の支給の如何を問わない。
- (6) 陽性者 当該事業所に所属して働いている全ての人の中で、新型コロナウイルス感染症の陽性者であることが確認された者をいう。
- (7) PCR等検査 新型コロナウイルス感染症に係るPCR法等による核酸検出検査、抗原定量検査又は抗原定性検査をいう。
- (8) 行政検査 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第15条の規定に基づく検査をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 県内に事業所を有する民間事業者であること
- (2) 大企業でないこと
- (3) 本補助金申請日以降も事業継続の意思がある事業者であること
- (4) 破産法（平成16年法律第75条）第18条又は第19条に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと

- (5) 申請事業者の代表者、役員、又は使用人その他従業員若しくは構成員等が、長野県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団及び暴力団員が当該事業所の経営に事実上していないこと
- (6) 政治資金規正法第3条第1項に規定する政治団体に当たらないこと
- (7) 事業所において、従事する従業者が陽性者であることが確認され、同一事業所の従業者で、行政検査の対象外の者に自主的にPCR等検査を受けさせた事業者であること
- (8) 当該事業所の従業者が陽性者であることが確認されたことを誓約するとともに、知事の求めに応じ、その事実を証する書面を提出できるものであること

(交付対象及び交付額)

- 第4条 交付対象は、知事が別に定める期間中に、最初に陽性者が確認されてから14日以内に保健所が行う行政検査以外で、同一事業所内の従業者を対象に、事業者が実施した自主的なPCR等検査を対象とし、1事業所あたり50検査を限度とする。ただし、最初に確認された陽性者に関連する陽性者が確認されなくなった一定期間後に、新たに確認された陽性者は、あらためて、最初の陽性者として扱うものとする。
- 2 交付の額は、別表に定める対象経費の実支出額の総額に補助率1/2を乗じて得た額と、対象検査数に補助上限額10,000円を乗じた額とを比較し、少ない方の額とする。
算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
 - 3 対象経費には、消費税及び消費税相当額は含まないものとする。
 - 4 国、県、市町村等による同様の補助金等の交付の対象となっているPCR等検査又は対象としようとしているPCR等検査は交付対象とならないものとする。

(交付の申請等)

- 第5条 申請者は、長野県知事（以下「知事」という）が別に定める期日までに、交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えた申請書一式を知事に提出するものとする。
- (1) 新型コロナウイルス感染症にかかるPCR等検査の受検者名簿
 - (2) PCR等検査にかかる領収書等の写し
 - (3) 振込先口座が確認できる通帳等の写し
 - (4) その他知事が必要と認める書類

(交付決定)

- 第6条 知事は、前条の申請書類の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、遅滞なく申請者に補助金を交付するものとする。

(不交付決定通知)

- 第7条 知事は、前条の規定による審査の結果、補助金を交付することが適当と認められない場合は、不交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取り消し及び返還命令)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 提出書類の記載事項に虚偽があるとき
- (2) 不正手段により補助金の交付を受け又は受けようとしたとき

2 知事は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が、既に交付されているときは、当該交付を受けた者に対し期限を定めて、返還を求めることができる。

(報告及び検査)

第9条 知事は、前条第1項各号についての疑義が生じたときは、補助金を交付した者に対し、報告を求めること及び立ち入り検査を行うことができる。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月26日から施行する。

別表（第4条関係）

| 対象経費 |
|---|
| 検査料金、検体の郵送・配送料、その他のPCR等検査の実施に必要な費用として知事が認めたもの |